

■被けん引自動車（営業用） (単位:円)

自動車の区分		通常税率
小型自動車		3,900
普通自動車	8トン以下	7,500
	8トン超	7,500円に最大積載量が8トンを超える部分1トンまでごとに3,800円を加算した額

■被けん引自動車（自家用）

自動車の区分		通常税率
小型自動車		5,300
普通自動車	8トン以下	10,200
	8トン超	10,200円に最大積載量が8トンを超える部分1トンまでごとに5,100円を加算した額